

高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市公共交通事業者特別応援金（以下「特別応援金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症流行下における原油価格高騰等により経営に影響を受けながらも事業の継続に努める公共交通事業者に対し、予算の範囲内において特別応援金を給付することにより、高槻市内の公共交通体系の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バスを除く。）をいう。
- (2) タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 感染予防対策 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）」又は「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国個人タクシー協会）」等の指針に基づき実施する取組をいう。

(給付対象者)

第4条 特別応援金の給付の対象となる者は、給付申請の日において、次のいずれにも該当するものとする。ただし、次項に掲げる暴力団等に該当する者を除く。

- (1) バス事業又はタクシー事業を営んでいること。
- (2) 高槻市内に営業所を有していること。
- (3) 感染予防対策を実施していること。
- (4) 今後において事業を継続する意思を有すること。

- 2 前項に掲げる暴力団等とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
 - (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。
 - (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

（特別応援金の額）

第5条 特別応援金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- (1) バス事業 車両1台当たり6万円
ただし、対象車両数については、給付申請の日においてバス事業に供する車両総数に、全体の年間実車走行距離に占める高槻市の区域内の年間実車走行距離の割合を乗じ、少数点以下第1位を切り上げて得た数とする。
 - (2) タクシー事業 高槻市内の営業所において保有する車両1台当たり2万円
ただし、対象車両数については、給付申請の日において専ら高槻市内でのタクシー事業に供する車両数とする。
- 2 市長は、給付申請の総額が当該特別応援金に係る予算額を超えるときは、特別応援金の額を調整し又は給付しないことができる。

（給付申請等）

第6条 給付対象者は、市長に対し、特別応援金の給付の申請及び請求（以下「申請等」という。）をすることができる。

- 2 申請等は、令和4年12月28日までに、高槻市公共交通事業者特別応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により行わなければならない。
- 3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) バス事業又はタクシー事業の許可を証する書類の写し
 - (2) 対象車両数が確認できる書類等
 - (3) 高槻市内に営業所を有することを証する書類の写し
 - (4) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳その他の書類等の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- 4 市長は、特別応援金の適正な給付のために必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請等の内容に修正を加えることがで

きるものとする。

(給付の決定等)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、受け付けた日から30日以内、かつ、特別応援金の給付の決定に係る市の会計年度の末日までに、特別応援金の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、申請に対し、給付決定をしたときは高槻市公共交通事業者特別応援金給付決定通知書(様式第2号)により、不給付決定をしたときは高槻市公共交通事業者特別応援金不給付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、給付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると市長が認めるときは、これらに協力すること。

(2) この要綱を遵守すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

4 市長は、予算の範囲内で給付決定をするものとする。

5 給付決定は、一事業者1回限りとする。

(特別応援金の給付)

第8条 市長は、前条の規定により特別応援金の給付決定を行った場合には、給付決定を行った日から30日以内に特別応援金を給付するものとする。

(申請等の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に限り、申請等の取下げをすることができる。

2 前項の申請等の取下げは、高槻市公共交通事業者特別応援金給付申請兼請求取下書(様式第4号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等その他不正な手段により特別応援金の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前条第1項の規定により申し出たとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が不適正と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による給付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市公共交通事業者特別応援金給付決定取消通知書（様式第5号）により給付決定に係る申請者に通知するものとする。

（特別応援金の返還）

第11条 申請者は第9条の規定による申請等の取下げを行ったとき、又は前条の規定による給付決定の取消しが行われた場合で、既に特別応援金を受給している場合は、特別応援金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

2 市長は、申請者が第9条の規定による申請等の取下げを行ったとき、又は前条の規定による給付決定の取消しを行った場合で、既に特別応援金を給付している場合は、特別応援金の全部若しくは一部の返還について通知するものとする。

3 前項の規定による返還命令の通知（以下「返還命令通知」という。）は、高槻市公共交通事業者特別応援金返還命令通知書（様式第6号）により行うものとする。

（加算金）

第12条 返還命令通知を受けた者は、特別応援金の受給の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還命令通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（譲渡等の禁止）

第13条 給付決定を受けた者は、特別応援金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（理由の提示）

第14条 市長は、第7条第2項の規定による不給付決定及び第10条第1項の規定による給付決定の取消し、第11条第3項の規定による返還命令通知、その他この要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を提示するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、特別応援金の給付に関し必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。